

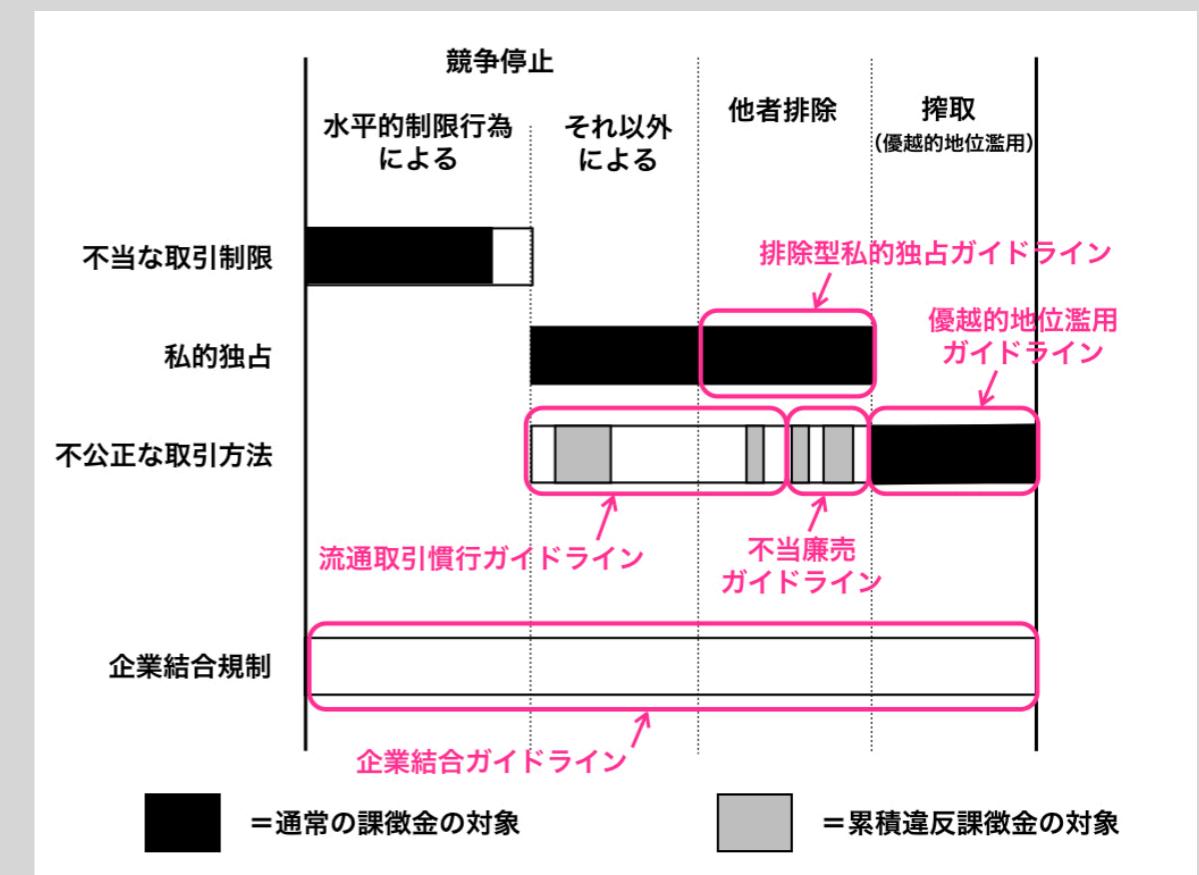
08 ハードコアカルテル (入口・本体)

独禁法の講義 2022-10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

入口

各論の流れ



| | 原則違反 | 原則違反でない |
|----|-----------|--------------|
| 水平 | ハードコアカルテル | 業務提携など非ハードコア |
| 垂直 | 価格制限行為 | 非価格 制限行為 |

* 「9k 「不当な取引制限」 1巡目で読むかどうか」

1巡目で読む要否 (重要>必要>不要)

- q3-q4 - 不要 90-91 条文 (ややこしいだけ)
- q4-q5 - **重要** 91-92 ハードコアカルテルと非ハードコアカルテル
- q5-q6 - 不要 92-93 行為要件の条文の読み方
- q6-q9 - **重要** 93-96 他の事業者と共同して=意思の連絡
- q9-q11 - **必要** 96-98 意思の連絡の諸問題
- q11-q13 - 不要 98-100 相互拘束・遂行
- q13-q15 - **必要** 100-102 弊害要件・因果関係
- q15-q16 - **必要** 102-103 入札談合の総説
- q16-q19 - 不要 103-106 入札談合の公取委と刑事事件
- q19-q21 - 不要 106-110 その他 (応用的であるため)
- q21-q23 - **必要** 110-112 課徴金の法的性格
- q23-q26 - 不要 112-120 課徴金その他 (細かいため)
- q26-q28 - **必要** 120-123 刑罰
- q28-q30 - **必要** 123 減免制度の総説
- q30-q31 - 不要 124-125 減免制度その他 (細かいため)
- q31-q33 - **重要** 125-127 非ハードコアカルテル

10K

本体

ハードコアと非ハードコア 9k91-92

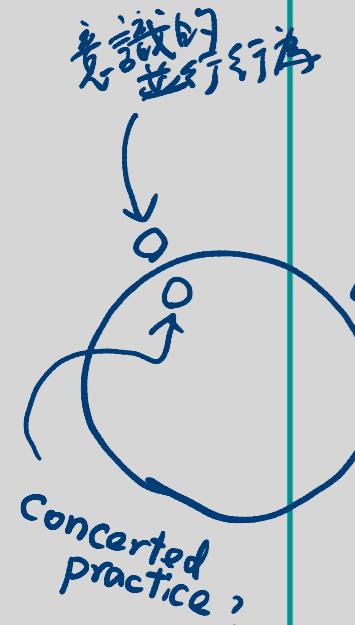
- * 内容の違い
- * 法執行の違い
- * 違反要件論の違い

10k94-95

「意思の連絡」の内容 9k93-94

10k96-97

- * 条文の「他の事業者と共同して」の解釈
- * 意識的並行行為 conscious parallelism は含まない
- * 「合意」より広いと言われることもあるが (concerted practice)、丁寧に言葉の整理がされているわけではない。
- * 通常は、「合意」 = 「意思の連絡」という感じで議論される。

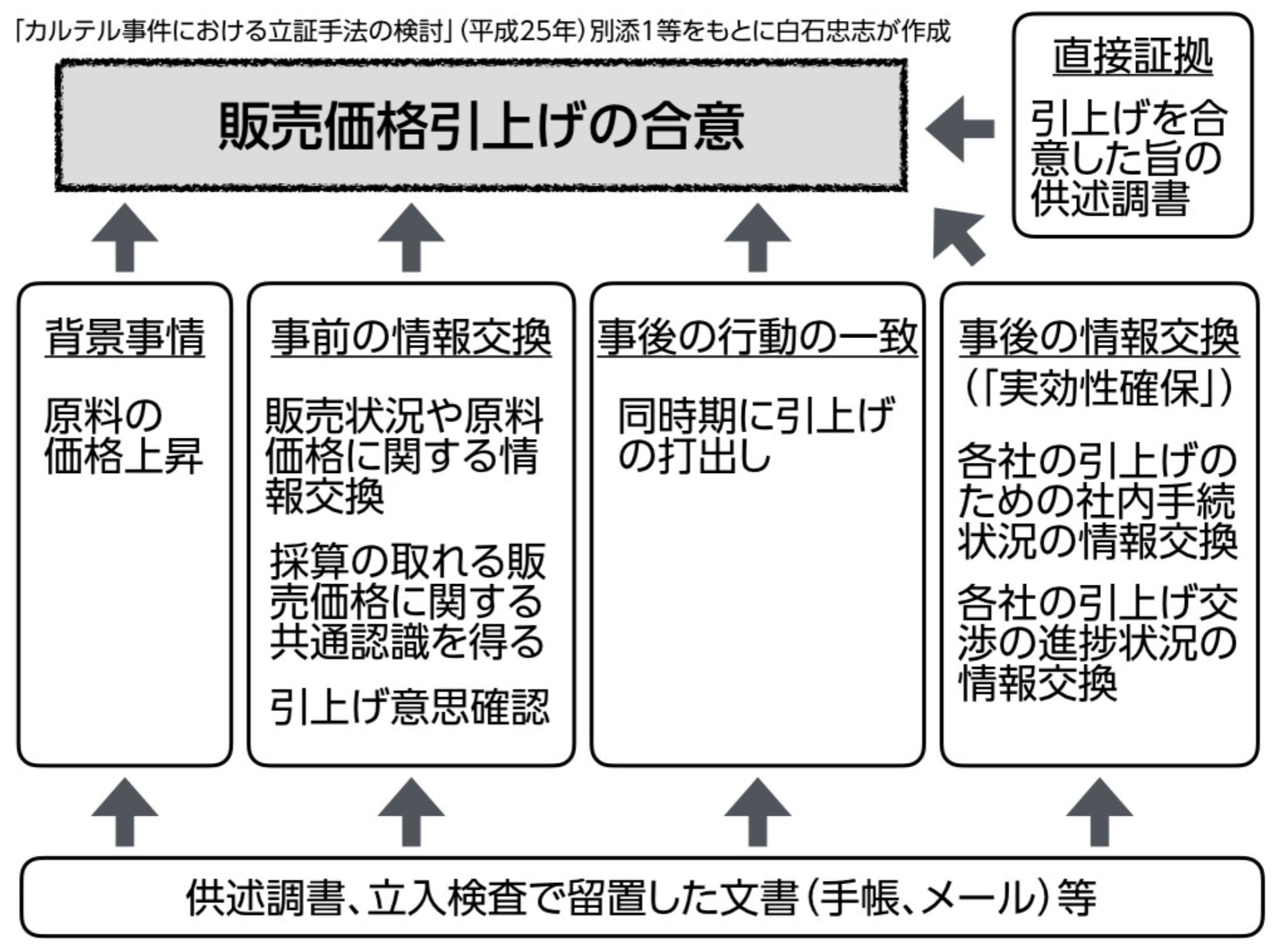


「意思の連絡」の立証 9k95-96 10k97-99

* 「意思の連絡の立証構造図」

*

「カルテル事件における立証手法の検討」(平成25年)別添1等をもとに白石忠志が作成



「意思の連絡」の立証の具体例

* 異性化糖水あめぶどう糖 審決案33～34頁

* 排除措置命令書

2 (l) 10社は、かねてから、特定異性化糖の販売価格について情報交換を行ってきたところ、特定異性化糖の原料であるとうもろこしの価格が高騰したことから、特定異性化糖の販売価格について、平成22年10月28日、同年11月25日及び同年12月28日の3回にわたり開催された糖化委員会の会合の場を利用して情報交換を繰り返し行うなどし、遅くとも平成22年12月28日までに、特定異性化糖について、平成23年1月以降、販売価格を現行価格より1キログラム当たり10円引き上げることを合意した。

本件当初値上げの前後の事情をみると、前記認定の事実関係によれば、次のとおりである。

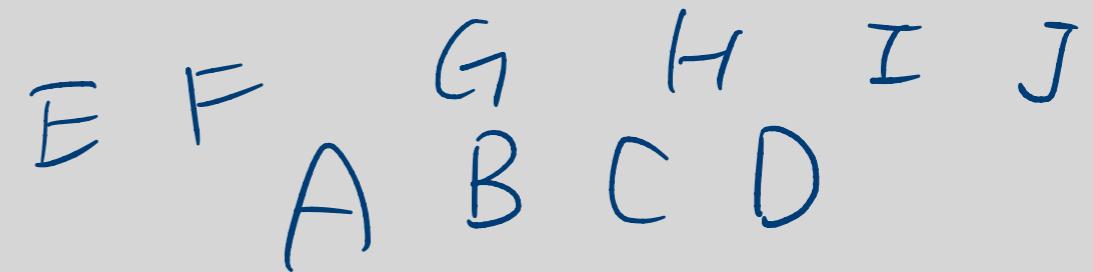
- ① 10社は、とうもろこしのシカゴ相場の高騰を背景に、平成22年10月、同年11月及び同年12月の糖化委員会において、本件各製品の販売価格を年明けから1キログラム当たり10円引き上げること等に関する情報交換や、当該値上げのための日経対策に関する協議を行った。
- ② 同年11月の糖化委員会での協議結果を踏まえて日経記者との懇談会が行われ、同年12月22日付けの日経新聞に、王子コーンスターちはか2社が糖化製品の販売価格を1キログラム当たり10円値上げする旨の記事が掲載された。
- ③ 10社ではそれぞれ、平成23年1月下旬までには、糖化委員会の会合の出席者又は当該出席者から糖化委員会の会合における情報交換の内容について報告を受けた者が中心となり、本件各製品の販売価格を1キログラム当たり10円引き上げる旨を決定し、平成23年1月から同年2月にかけて、その旨を需要者や商社に申し入れた。
- ④ 同年1月以降の糖化委員会において、出席者の間で、本件各製品の販売価格引上げの交渉の進捗状況について情報交換が行われた。
- ⑤ 糖化委員会の場以外でも、10社の間では、個別の需要者に対する販売価格引上げの交渉の時期、販売価格引上げ幅及び交渉の進捗状況等について、他の入り合い先と連絡を取り合って足並みをそろえるなどしていた。

33

他方で、被審人における本件当初値上げが9社の行動と無関係に独自の判断によって行われたことをうかがわせる事情はない。

これらの事情に鑑みると、遅くとも平成22年12月の糖化委員会が開催された同月28日までには、10社は相互に、本件各製品の販売価格を1キログラム当たり10円引き上げることを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思を有していたものであり、もって上記「意思の連絡」に当たる本件各当初合意が存在したものと認められる（なお、本件各当初合意の対象に純果糖も含まれることについては、後述する。）。

- * 「事後の行動の一一致」が際立っている場合
- * 詳細に認定される必要があるか
- * 価格決定権限がない者
- * 間接的な意思の連絡
 - * ハブ&スポーク



10k 103-105

- * 市場画定

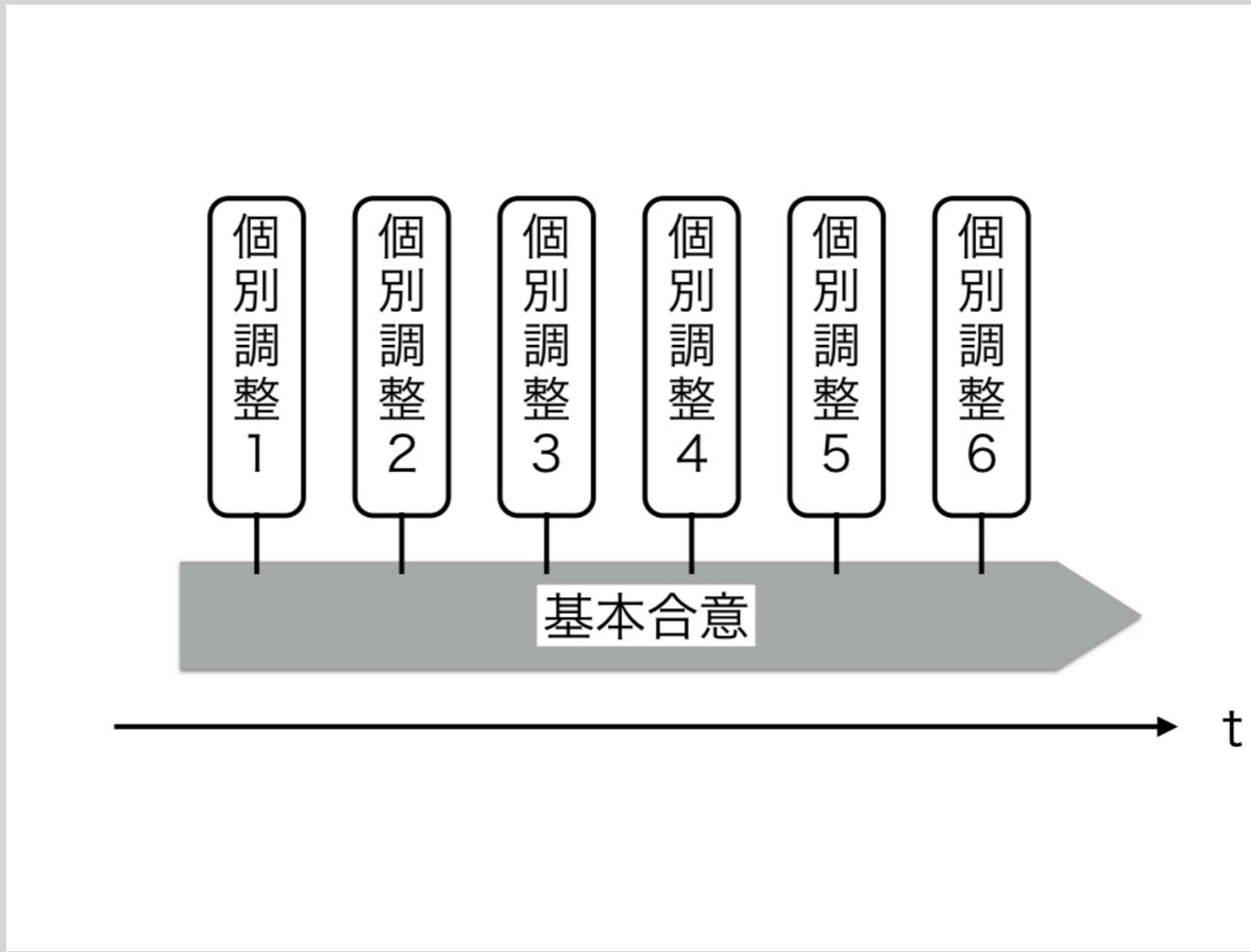
- * 「合意の範囲が市場」
 - ▶ 通常の市場画定論の応用

- * 弊害要件（競争の実質的制限）

- * 競争変数が左右される状態
 - * 正当化理由

- * 因果関係

- * 「基本合意」と「個別調整」



- * 憲法39条後段の二重処罰禁止に抵触しないよう (時に過度に恐れながら) 議論が発達
 - * ① 「不当利益と同額を剥奪」
 - * ② 「非裁量的」
- * ②が残った。
 - * 制裁的要素も否定されなくなった。
- * 令和元年改正
 - * 裁量的な課徴金制度を目指した。
 - * 失敗し、煩雑なものがかりが実現。

* 刑事手続法

- * 公取委の犯則調査と検察の捜査の合同
- * 公取委の「専属告発」 → 検察による起訴

* 刑事実体法

96 74

- * 自然人従業者への刑罰 89条、95条
- * 法人への刑罰 95条
- * 独禁法典の外の刑罰規定 9k123

10k124

減免制度の総説 9k123 10k124

- * 10k124 9行
- * 9k123の8行だけでよい
 - * 違反者が常に複数であるため